

「外国公務員贈賄罪に係る規律強化に関する報告書（案）」

に対する主な御意見及びそれに対する考え方(案)

令和 5 年●月●日

	御意見	御意見に対する考え方
1.	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人への罰則を、10 年以下の拘禁刑、1000 万円以下の罰金に引き上げることに賛成する。また、法人への罰金刑は、5 億円以下に引き上げるのが相当である。 ● ただ、外国公務員贈賄罪の摘発促進のために、最初に贈賄行為を申告したものについては、刑を必要的減刑とすることとすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然人・法人に対する法定刑の引上げに関し、報告書（案）の内容に賛同する御意見として理解させていただきます。法定刑の引上げの具体的内容につきましては、頂いた御意見を参考としながら、政府内で引き続き検討させていただきます。 ● 外国公務員贈賄罪の摘発促進について頂きました御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
2.	<p>「第 1 章 外国公務員贈賄罪に係る規律見直しの必要性」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国公務員贈賄罪の問題は、一国の民主的統治体制の基本にかかる内部統制整備を制度上行う問題であることが認識されていない。 <p>「第 2 章 自然人に対する制裁の在り方」、特に「2. 2 他国制度との比較」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然人に対する処罰に保護監察が含まれる視点がなく、又罰金以外にも違法収益の没収や民事罰の付加が行われること等の 	<ul style="list-style-type: none"> ● 内部統制整備につきましては、第 4 期対日審査の優先勧告として日本が履行すべきものとして指摘されなかったことから、本 WG で取扱いませんでした。頂きました御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。 ● 米国制度の記載に関する御意見と理解させていただきます。第 4 期対日審査の優先勧告では、罰金額の上限を引き上げるべき旨が指摘されていたことを踏まえ、本 WG では、罰金額の上限について、米国以外の国々の制度とも比較を行いながら議論を

<p>記載がない。</p> <p>「第3章 法人に対する制裁の在り方」、特に、「3. 2 他国制度との比較」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 米法に関し、連邦量刑ガイドラインにより罰金額が大幅に変更になることが記載されていない他、SEC や IRS 等が課す民事罰の記述がない。 <p>「第5章 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 米法に関しては大株主に米国人がいた場合、外国企業にも米法が適用される事実の記述がない。又、世界主義（universal application）は国際法上問題が生じやすく、米国も建前上は採用していない。実際には実質的支配者がだれか、実質的な検討が必要な事例が多いのではないか。 	<p>進めさせていただいた関係上、報告書（案）に一国の制度についての詳細を記述することは難しい面がございました。頂きました御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第4期対日審査の優先勧告では、罰金額の上限を引上げるべき旨が指摘されていたことを踏まえ、本WGでは、罰金額の上限について、米国以外の国々の制度とも比較を行いながら議論を進めさせていただいた関係上、報告書（案）に一国の制度についての詳細を記述することは難しい面がございました。頂きました御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。 ● 第4期対日審査の優先勧告では、海外で活動する日本企業による賄賂が日本人以外の従業員により支払われた場合であっても当該日本企業を処罰し得るように法人に対する適用管轄を拡大すべき旨の指摘を受けたところ、報告書（案）では、両罰規定を前提として、「●条の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国外において罪を犯した日本国民以外の者にも適用する」などといった規定を創設する制度手当の方向性を記載したところがございます。頂きました御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
--	---